

# 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）の見方

## ④【所得】

項目	内容
給与収入	前年1～12月の給与収入額
給与所得（所得金額調整控除後）	給与収入－給与所得控除－所得金額調整控除
その他の所得計	給与所得以外の所得の合計
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計の所得を*印を表記
総所得金額①	給与所得＋その他の所得計

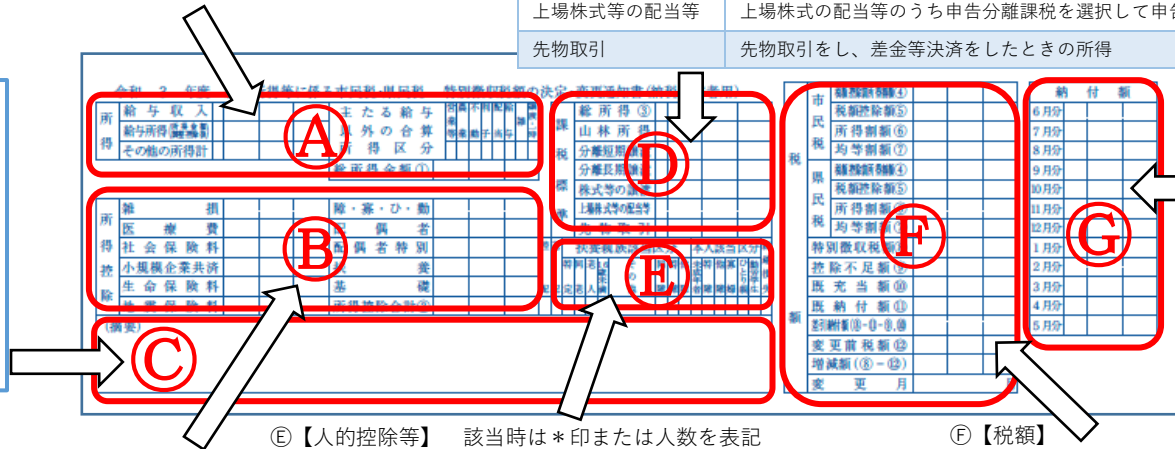
## ⑤【課税標準】 税額計算の基礎となる額です。

項目	内容
総所得③	総所得金額①－所得控除合計②（1,000円未満切捨）
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年以下保有）
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年超保有）
株式等の譲渡	株式等の譲渡による所得
上場株式等の配当等	上場株式の配当等のうち申告分離課税を選択して申告した所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

※特別徴収税額通知書の情報は、特別徴収税額の算定に関する情報のみになりません。特別徴収とは別に普通徴収及び公的年金からの特別徴収がある方は、別途送付する市民税・県民税 税額決定納税通知書をご覧ください。

## ③【摘要】

住宅借入金等特別控除やふるさと納税などの寄付金控除額がある場合は、(摘要)に市民税・県民税の税額控除額を表記しています。



⑥【納付額】  
毎月の給与から差し引かれる金額です。

## ⑥【所得控除】

項目	内容
雑損	雑損控除の額
医療費	医療費控除の額
社会保険料	社会保険料控除の額
小規模企業共済	小規模企業共済の額
生命保険料	生命保険料控除の額
地震保険料	地震保険料控除の額
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除の合計額
配偶者	配偶者控除の額
配偶者特別	配偶者特別控除の額
扶養	扶養控除の額（一般33万円、老人38万円、特定・同老45万円）
基礎	基礎控除の額
所得控除合計②	所得控除の合計額

## ⑤【人的控除等】 該当時は\*印または人数を表記

扶養親族該当区分		本人該当区分	
項目	内容	項目	内容
控配	控除対象配偶者	未成年者	未成年者
老配	老人控除対象配偶者	特障	特別障害者
特定	特定扶養親族	他障	普通障害者
同老	同居老親等	寡婦	寡婦
老人	老人扶養親族	ひとり親	ひとり親
16歳未満	16歳未満扶養親族	勤労学生	勤労学生
その他	一般扶養親族		
同障	同居特別障害者		
特障	特別障害者		
他障	普通障害者	繰越損失	繰越損失がある場合

## ⑥【税額】

項目	内容
税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します 総合課税分＝総所得③×市民税6%、県民税4% 分離課税分＝それぞれの分離課税所得に応じた税率をかけます
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,500円、県民税2,200円
特別徴収税額⑧	所得割額⑥＋均等割額⑦
控除不足額⑨	所得割額⑥から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額
既充当額⑩	控除不足額⑨から特別徴収税額⑧に充当した金額
既納付額⑪	変更通知前に納付済の税額
差引納付額 (⑧－⑪－⑨、⑩)	給与から差し引かれる税額
変更前税額⑫	税額変更前の税額
増減額 (⑧－⑫)	税額変更があった場合の増減した金額
変更月	税額変更があった月